

都道府県・政令指定都市名	31 鳥取県
--------------	--------

時点:2023年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	鳥取県 令和新時代創造本部 女性活躍推進課
担 当 職 員 数	5 人 (専任 5 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	鳥取県男女共同参画行政推進会議	
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1990年7月2日	根拠: 鳥取県男女共同参画行政推進会議設置要綱
長 の 役 職	副知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	鳥取県男女共同参画審議会	
設 置 年 月 日 (西 暦)	2001年3月16日	
構 成 員	20 人 (女性 9 人、男性 11 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	
名 称	鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画	
改定・見直しの予定時期	2026年4月1日	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	鳥取県男女共同参画推進条例	
	公 布 日 (西 暦)	2000年12月26日	
	施 行 日 (西 暦)	2001年4月1日	
	最 終 改 正 日 (西 暦)	2016年4月1日	
	改 正 内 容	第37条「審議会の庶務は、地域振興部において処理する」の項目を削除(最終改正日以前の改正日:2014年1月3日)	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦)	年度まで	%		
根 拠	「鳥取県男女共同参画推進条例」2000年12月26日				
目標設定の対象である審議会等の範囲	鳥取県行政組織規則に定める附属機関のうち、法令・条例により設置が義務付けられているもの				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(65)うち女性委員を含む審議会等数(64)		
			延総委員等数(905)延女性委員等数(405) 女性比率(44.8)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(36)		
			延総委員等数(490)延女性委員等数(213) 女性比率(43.5)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(32)うち女性委員を含む審議会等数(32)		
			延総委員等数(428)延女性委員等数(184) 女性比率(43.0)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)		
			延総委員等数(59)延女性委員等数(25) 女性比率(42.4)		
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	50 人	(2023 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	[]		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女 性 管 理 職 の 内 訳									
		うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	女性比率(%)	(B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職	
		(人)	(C)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	(E)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	(G)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	310	49	15.8	15	3	20.0	65	12	18.5	230	34	14.8
	うち一般行政職	253	48	19.0	14	3	21.4	49	12	24.5	190	33	17.4
支庁・地方事務所等	計	278	97	34.9	8	3	37.5	34	6	17.6	236	88	37.3
	うち一般行政職	178	41	23.0	2	2	100.0	19	2	10.5	157	37	23.6
全体	計	588	146	24.8	23	6	26.1	99	18	18.2	466	122	26.2
	うち一般行政職	431	89	20.6	16	5	31.3	68	14	20.6	347	70	20.2
再掲	警察関係	72	4	5.6	0	0		20	0	0.0	52	4	7.7
	教育委員会	63	20	31.7	1	0	0.0	11	1	9.1	51	19	37.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2023年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	505	106	21.0	629
	うち一般行政職	405	99	24.4	428	152	35.5
支庁・地方事務所等	計	583	256	43.9	948	422	44.5
	うち一般行政職	354	147	41.5	427	182	42.6
全体	計	1,088	362	33.3	1577	597	37.9
	うち一般行政職	759	246	32.4	855	334	39.1
再掲	警察関係	157	16	10.2	381	54	14.2
	教育委員会	113	73	64.6	146	85	58.2

問7-3 新規昇任者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	32	6	18.8	67	13	19.4	80
	うち一般行政職	31	6	19.4	65	13	20.0	55	20	36.4
支庁・地方事務所等	計	44	15	34.1	91	38	41.8	120	48	40.0
	うち一般行政職	32	8	25.0	55	24	43.6	63	30	47.6
全体	計	76	21	27.6	158	51	32.3	200	75	37.5
	うち一般行政職	63	14	22.2	120	37	30.8	118	50	42.4
再掲	警察関係	8	1	12.5	14	1	7.1	42	6	14.3
	教育委員会	9	4	44.4	14	9	64.3	15	10	66.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎			○	
課長補佐相当職	○		○			○	◎			○	
係長相当職	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2022年4月1日～2023年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	676	89	13.2
昇格試験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2022年4月1日～2023年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	306	169	55.2
うち上級	183	80	43.7
うち一般行政職	133	73	54.9
うち上級	102	53	52.0
うち警察関係	48	21	43.8
うち上級	26	12	46.2

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	鳥取県職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第2条 職員は、人事企画課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2023年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)	うち女性数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)		女性比率(%)	女性比率(%)
49	6	12.2	12	1	8.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	鳥取県男女共同参画センター		愛称・通称	よりん彩		
設置年月日(西暦)	2001年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：682-0816 住 所：鳥取県倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心内 電話番号：0858-23-3901 FAX番号：0858-23-3989 ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/yorinsai/					
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：令和新時代創造本部) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：令和新時代創造本部) 指定管理者(名称：) その他()					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	4 人	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	8 人	予算額	2023年度 16,401 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： ホームページ、Facebookによる広報、啓発パネルの貸出) ○ 2. 講座(主な事項： 普及啓発、人材育成、県民企画の講座への支援) ○ 3. 相談事業(主な事項： 一般相談、専門相談(心、法律、男性)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書、雑誌、新聞、ビデオ等の収集・貸出、人材バンク) ○ 5. 苦情処理(主な事項： 鳥取県男女共同参画推進員事務局) ○ 6. 交流促進(主な事項： 交流サロン、団体ボックスの提供) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： ワークライフバランス講師派遣事業(社内研修への講師派遣)) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項：)					

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円	
設置年月日(西暦)			出資者		

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	千円	
設置年月日(西暦)			出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 鳥取県男女共同参画をすすめるネットワーク 名称等：	加盟団体数	9	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他〔内容： 〕					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付〔 名称： 概要： 7. その他〔 内容： 〕	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他〔 内容： 〕

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2022年度予算 (千円)	2023年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	56,285	54,772	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
					1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目								
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目								
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)								
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)								
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組								
⑩ 短時間正社員制度の導入								
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組								
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)								
⑬ その他								

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	鳥取県輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度(4, 5, 7, 8, 9, 10)、鳥取県輝く女性活躍スタートアップ企業(4, 5, 7, 8, 9, 10)、鳥取県男女共同参画推進企業認定(1, 2, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	イクボス・ファミボス宣言企業表彰(7, 8, 9, 10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	女星活躍とっとり会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	鳥取県男女共同参画マップ
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2023年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ SNSによる情報発信 ・ イクボス・ファミボスの好事例の発信 ・ 企業の女性活躍推進モデル事業 ・ ワーク・ライフ・バランス推進のための情報発信・普及啓発 ・ 女性ロールモデル発信事業	ホームページ、フェイスブックを活用した講座情報等の提供 イクボス・ファミボスに取り組む企業の優良事例を地元紙等で広く発信する。 県内企業の女性管理職登用を促進するため、業種ごとに女性の登用に関する課題の洗い出しを行い、その課題解決に向けて専門家派遣等の伴走支援を実施する。また、当該取組の経過等を他の県内企業に情報発信する。 働く女性を取り巻く環境が共通する山陰両県が連携して、「男性の家事・育児・介護参画」を当たり前のこととして捉える社会全体の機運及び企業風土を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスの実践を促すための情報発信・普及啓発を実施する。 働く場における女性の活躍をサポートし、自由な職業選択や職域拡大、リーダー育成のための取組のひとつとして、女性がキャリアプランを描けるよう県内で活躍する女性ロールモデルを新聞等で紹介する。	6社程度 8社 5者	随時 11月以降 令和6年3月頃 11月 年3回
2. 表彰 ・ イクボス・ファミボス宣言企業表彰	イクボス・ファミボスの優れた取組を実施している企業を表彰する。	6社程度	11月頃
3. 講座 ・ 「生活も仕事も」とのうセミナー ・ 企業経営者向けトップセミナー ・ 男女共同参画推進人材育成事業 ・ 相談スキルアップ講座 ・ 女性リーダー育成セミナー ・ 女性の参画が少ない分野への就業を促進するための講座 ・ 男女共同参画・女性活躍に係る次世代の育成 ・ 経営者向けアンコンシャス・バイアス対応研修 ・ 女性活躍推進に向けた課題対応研修	誰もが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、自分らしく、よりよく、暮らせる社会の実現を目指し、個人・多様な形態の家庭においてそれぞれが家事、介護、子育て、仕事のワークライフバランスを図り、女性のキャリアアップ、男性の家事・育児や介護への参画等の促進につなげるためのセミナーを開催する。 持続的な企業成長を実現するため、誰もが働きやすい職場環境の整備や女性の積極登用等が重要であることを企業経営者等に認識して頂くためのセミナーを実施する。 男女共同参画を推進するキーパーソンとなる人材を育成するため、知識やスキルなどの向上を目指すためのセミナーを開催する。 相談業務、支援業務にかかわる相談員、担当者、民生児童委員等に対し、男女共同参画の視点を踏まえた相談業務の質の向上を図るための講座を開催する。 各企業における女性リーダーの育成のため、管理職、中堅、全職位を対象に女性社員等を対象としたキャリア形成、キャリアアップに資するセミナーを実施する。 女性の参画が少ない情報・通信分野において女性の就業が進むよう、女性に対して当該分野の仕事への理解や認知の拡大を図るための講座を実施する。 女性の入職が少ない分野で働く県内の女性を講師として学校に派遣するなど学校における自発的取組を支援し、児童・生徒の男女共同参画に関する意識を育てる。 より多様で柔軟な視点に基づいた女性の職域拡大や管理職登用へ向かう職場風土づくりの醸成・浸透を図るため、アンコンシャス・バイアスに気付き、克服するための研修を県内企業経営者向けに開催する。 男女共同参画推進企業の経営者、人事・労務担当者向けに女性活躍に資する取組や労務関連制度のフォローアップのほか、多様な価値観、社会の変化に伴う新たな課題に対して理解を深める研修を開催する。	350人 県内経営者150名程度 100人 90人 合計95名程度 20名程度 10校程度 20名程度 各回30名程度	令和5年6月、9月、令和6年1月 11月 令和5年9月、12月 令和5年7～8月 令和5年7月、9月 令和5年6月 年間を通じて開催 令和6年1月頃 年2回程度
4. 相談事業 ・ 相談事業	一般相談、専門相談(心の相談、男性相談、法律相談)		通年
5. 情報収集・提供 ・ 情報ライブラリー ・ 啓発パネル貸出 ・ 鳥取県男女共同参画白書 ・ 鳥取県男女共同参画マップ	男女共同参画社会づくりの推進に必要な情報提供を行うため、資料(図書、行政資料、雑誌、映像資料等)を収集し、貸出を行う。 市町村、団体、企業等が実施する講演、セミナー等の事業で男女共同参画に関する啓発資料を参加者が見て意識を高めていただくため、啓発パネルを貸し出す。 計画に沿った取組や、進捗状況をまとめた年次報告書を刊行 県内市町村の男女共同参画状況をまとめたマップの発行		通年 通年 通年 令和5年9月、令和6年3月 令和6年1月
6. 苦情処理 ・ 鳥取県男女共同参画推進員制度	男女共同参画に関する苦情・不服の申出を審査し、必要と認めるときは県の機関に対して是正もしくは改善の措置を講ずるように勧告または制度の改善を求める意見を公表する。		随時

<p>7. 交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性管理職等ネットワークづくり支援 	<p>様々な職種や立場の女性従業員が、キャリアに関する不安や悩み等を相談・共有できる交流の機会を提供し、ネットワークづくりを支援する。</p>	<p>各20名程度</p>	<p>令和5年9月以降 年9回程度</p>
<p>8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークライフバランス講師派遣事業 	<p>これからの男女共同参画を支える主体となる子育て世代や、会社・地域で経験を積んで責任ある仕事をしているミドル世代の主に男性の有職層に対し、家庭における家事、育児、介護への協働について具体的なイメージを持ってもらい、仕事と家事等との両立に向け機運の醸成を図る。</p>		<p>年間10回程度</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画推進企業認定制度 	<p>性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業について、育児・介護など家庭と仕事の両立支援制度の整備状況、男女均等な能力活用等の取組状況等を審査し男女共同参画推進企業として認定する。</p>		<p>年4回</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輝く女性活躍パワーアップ企業、輝く女性活躍スタートアップ企業登録制度 	<p>女性の活躍推進のための自主宣言を行い、行動計画を策定して、女性の管理的地位登用にに向けた人材育成や就業継続できる働きやすい環境整備に取り組む企業等を登録し、その取組を支援する。</p>		<p>登録は年4回、支援は随時</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護等支援コーディネーター派遣 	<p>介護離職等をさせない職場環境づくりを推進するため、介護コーディネーター（保健師等）を派遣し、介護と仕事の両立の取組を支援する。</p>		<p>随時</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きやすい職場づくり・人材活用促進支援コンサルタント（就業規則等整備支援）派遣 	<p>男女共同参画推進企業等の就業規則の整備促進のため、社会保険労務士を派遣する。</p>		<p>随時</p>
<p>9. 国際交流・海外派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 			
<p>10. 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 			
<p>11. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2023年7月1日)

議 会 名	鳥取県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	3	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	鳥取県議会議事規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	3	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	2		
育児	1		
家族の看護	2		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他			
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()	○	
規 則 名	鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(行為規範) 第3条 議員は、次に掲げる行為規範を遵守して行動しなければならない。 (2) 自己の利益又は特定の者の利益若しくは不利益を生じさせるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。 (4) 県又は県の関係団体の役員又は職員(以下「県等の役職員」という。)に対し、公正な職務の執行を妨げるため、その地位による影響力を不当に及ぼす行為をしてはならないこと。 (5) その地位を背景に、職務の適正な範囲を超えた言動又は性的な言動により、県等の役職員に対し、精神的又は身体的に苦痛を与えてはならないこと。		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	

規 則 名	
条文本文	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) { }
計画、指針名	鳥取県地域防災計画
該当部分の規定	(該当部分) 地域防災計画別紙「県の各部局等所掌事務(災害予防対策)」に役割を記載。 女性活躍推進課: 男女共同参画の視点を生かした防災及び災害応急対策の総括に関すること 男女共同参画センター: 所掌業務に関連する防災対策に関すること

調査時点コード: 1

1. 2023年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況(2023年7月1日時点)

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年4月12日	~	2027年4月11日
副知事				1 人	(女性 0 人、男性 1 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	69	29	42.0	
	都道府県防災会議(委員のみ)	68	29	42.6	
	内				
	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	1	1	100.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	4	20.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	23	23	100.0	
×	2 国土利用計画地方審議会				2023年4月1日時点での任命なし
	3 土地利用審査会	7	4	57.1	
	4 都道府県交通安全対策会議	25	10	40.0	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	12	40.0	
	7 精神医療審査会	14	6	42.9	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				2023年4月1日時点での任命なし
	9 都道府県医療審議会	22	10	45.5	
	10 准看護師試験委員会	3	1	33.3	
×	11 麻薬中毒審査会				2023年4月1日時点での任命なし
	12 地方社会福祉審議会	25	11	44.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				2023年4月1日時点での任命なし
	17 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	10	4	40.0	
	19 建築審査会	5	2	40.0	
	20 都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
	21 都道府県都市計画審議会	16	8	50.0	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	12	5	41.7	
×	24 石油コンビナート等防災本部				
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
×	28 地方港湾審議会				2023年4月1日時点での任命なし
×	29 土地区画整理審議会				
×	30 教科用図書選定審議会				
	31 介護保険審査会	15	7	46.7	
	32 都道府県固定資産評価審議会	7	4	57.1	
	33 感染症の診査に関する協議会	10	4	40.0	
×	34 警察署協議会				
	35 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
×	37 都道府県国民保護協議会				2023年4月1日時点での任命なし
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
×	44 留置施設視察委員会				
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	15	6	40.0	
	46 指定難病審査会	10	2	20.0	
	47 小児慢性特定疾病審査会	3	1	33.3	
	48 行政不服審査会	5	3	60.0	
	49 地域医療対策協議会	27	11	40.7	
×	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
	51				
	52				
	53				
	54				
	合 計	428	184	43.0	
	女性委員0の審議会数	0			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	4	57.1	
8	海区漁業調整委員会	10	4	40.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	4	50.0	
	合 計	59	25	42.4	
	女性委員0の委員会数	0			